

議案第 4 1 号

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2
6 年 9 月三宅町条例第 3 3 号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 3 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月三宅町条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次 第3章第3節 特定地域型保育給付費にかかる基準（第51条・第52条）の次に、第4章 雑則を加える。

第1条中「第34条第2項」を「第34条第3項」に改め、「第46条第2項」を「第46条第3項」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第42条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項の規定」を「児童福祉法第24条第3項の規定（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第42条第5項中「次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）」の次に、「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改める。

第52条の次に、次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ

る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定養育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において、「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下のこの条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に供えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気デスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を持って調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記載を出力することによる文章を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合はこの限りではない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第5項」とあるのは「第6項において準用する第5項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第33号）新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	目次
第1章～第3章 第2節 (略)	第1章～第3章 第2節 (略)
第3章	第3章
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則	(新設)
附則	附則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。
第5条 (略)	第5条 (略)
2～6 (項を削る)	2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。
	(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はイに掲げる

もの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電機通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電機通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項各号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電機通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文

書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
	(2) ファイルへの記録の方式
6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	
(内容及び手続の説明及び同意)	
第38条 (略)	
2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。	
(特定教育・保育施設等との連携)	第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りではない。 (1) から (2) (略)

(内容及び手続の説明及び同意)	
第38条 (略)	
2 (項を削る)	
(特定教育・保育施設等との連携)	第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りではない。 (1) ～ (2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 (略)

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) (略)

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつ

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 (略)

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定

による
調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) (略)

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）

であつ

て、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならぬ。

(1) ～ (2) (略)

6 ～ 9 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについて、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定養育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において、「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保

て、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

(1) ～ (2) (略)

6 ～ 9 (略)

(章を新設)

(条を新設)

育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下のこの条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に伝えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を持って調製するファイルに記載事項を記録したものを交付す

る方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記載を出力することによる文章を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合はこの限りではない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第5項」とあるのは「第6項において準用する第5項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」

とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。